

平成28年度版 危機管理マニュアル

I 学校における危機管理（目的 体制 基本対応）

II 事項別の危機管理（具体的対応）

- | | | | |
|-----------|---------|----------|----------|
| 1 生徒の事故 | ・不審者 | ・授業中の事故 | ・部活動中の事故 |
| | ・交通事故 | | |
| 2 生徒の問題行動 | ・いじめ問題 | ・不登校 | ・器物破損 |
| | ・他問題行動 | | |
| 3 健康被害 | ・伝染病 | ・食中毒 | アレルギー |
| | ・給食異物混入 | ・光化学スモッグ | PM 2.5 |
| 4 災害 | ・火災 | ・風水害 | ・地震、津波 |

八代市立第六中学校

住 所： 〒869-5155 熊本県八代市水島町2065-4

電話番号： (0965)32-3991
(FAX)

「危機管理マニュアル」		八代市立第六中学校
【目次】		
I	学校における危機管理	1
1	危機管理の目的	
2	危機管理体制	
3	危機発生時の基本的対応	
II	事項別危機管理（問題発生時の具体的対応）	5
1	生徒に関わる事故発生	
①	不審者侵入	
②	授業中の事故（水泳）	
③	同（他の体育活動）	
④	同（実験・調理・制作等）	
⑤	部活動中の事故	
⑥	交通事故	
2	生徒指導上の問題行動・事故発生	11
①	いじめ問題	
②	不登校	
③	器物破損	
④	他の問題行動	
3	健康被害	15
①	伝染病	
②	食中毒／アレルギー	
③	給食異物混入	
④	光化学スモッグ／PM2.5	
4	災害	19
①	火災	
②	風水害	
③	地震、津波	

＜＜保護者への生徒引き渡しの方法＞＞

- ☐ それぞれの場所に依じ、避難場所、引き渡し方法について事前に把握しておく。
- ☐ 原則として、直接保護者に引き渡す。
- ☐ 引き渡す際には、いつ、誰が、どこで引き渡すかを確実にし、原則として「引き渡し確認カード」に必ずチェックしてから行うようにする。
- ☐ 留守家庭の者については、氏名、人数を確認し、学校で保護する。
- ☐ 保護者に引き渡すことができない場合は、学校で保護する。
- ☐ 学校に避難している児童生徒に不安を与えないように配慮する。

I 学校における危機管理

1 危機管理の目的

- ア) 生徒の生命・身体を守り安全を確保する。
- イ) 生徒や保護者との信頼関係を確保する。
- ウ) 生徒への心理的影響を防止し安定した状態を確保する。
- エ) 学校を安定した状態に維持する。

学校事故はあってはならないことであるが、事故の発生を完全に避けることは不可能であり、まったく予測しない事故が発生する例も見られるようになっている。それだけに常に危機管理体制を見直し、他校での事例を参考にすることで、もしそのような事故が自校で発生した場合、迅速・適切な対応ができるかどうか、様々な観点から危機管理体制の整備を図ることが求められる。

さらに、事故への対応が適切を欠き、しかも早期の対応がなされないとき、これまで築き上げてきた家庭・地域の信頼が根底から崩れてしまうことがあり、より一層の危機管理体制の整備に努める必要がある。

事故を未然に防止する対策の一つとして、教育課程の編成時や個々の実施計画の策定時などに、各種の安全対策がどのように位置づけられているかという観点から、点検等常に危機意識を持ちながら行うなど、危機管理体制の確認を十分に行わねばならない。

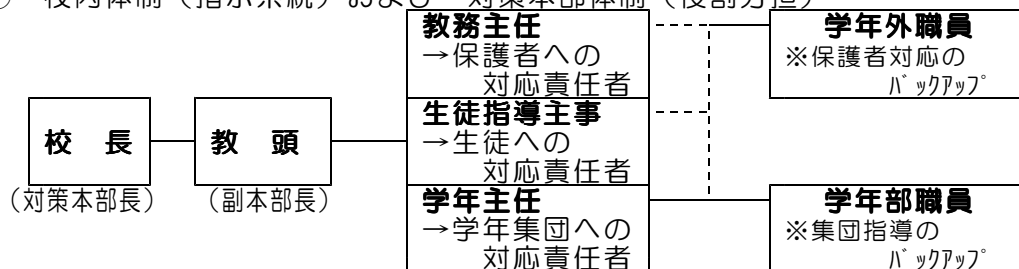
2 危機管理体制

(1) プロセス

- ① 危険の予知と予測
 - ア) 過去の事例をもとに発生原因を分析し、前兆を明らかにし、予知予測を行う。
 - イ) 生徒・保護者・地域住民・関係機関等から継続的な情報収集を行い問題の早期発見に努める。
- ② 危機回避への取組
 - ア) 綿密な計画策定や施設設備の定期点検など防護防災管理体制の確立を図る。
 - イ) 避難訓練等緊急時の行動訓練を場面想定の中で行う。
 - ウ) 特に災害発生時での的確な指示誘導や対処法について職員間の研修を行う。
 - エ) 生徒への危険予測訓練等指導とともに保護者への周知や啓発を行う。
 - オ) 日頃より地域住民や関係機関との連携を密に行い十分な「パートナーシップ」の構築を行う。
- ③ 危機発生時の対応
 - ア) 人命尊重が大前提である。生徒・職員の生命身体安全確保を最優先し、必要な応急措置体制をとる。同時に、被害を最小限にまたは2次被害を防ぐために正確な情報収集を行う。
 - イ) 警察・消防・病院等関係機関や保護者との連絡を的確迅速に行う。
 - ウ) 報道機関等外部との対応は窓口を一本化（校長または教頭）し、情報の混乱や歪曲を排除する。
- ④ 再発防止と対応の評価
 - ア) 発生に関する対応の分析評価を行い、再発防止策に反映させる。
 - イ) 再発防止・未然防止に向け、対応の改善を図る。

(2) 体制の整備

① 校内体制（指示系統）および 対策本部体制（役割分担）



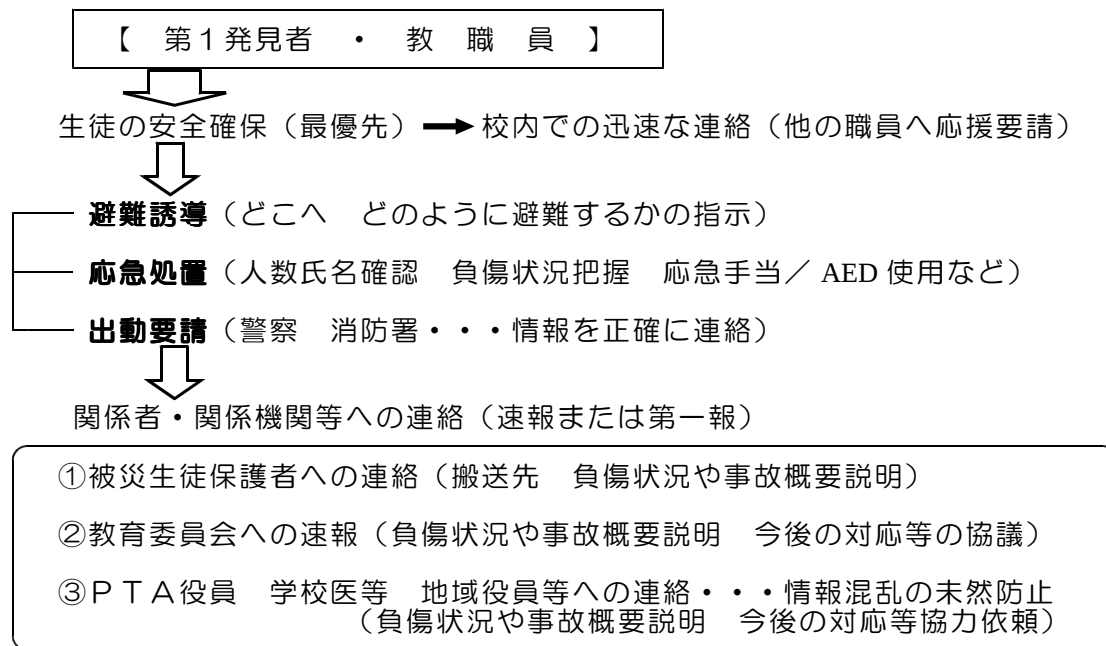
- ② 日常より危険予測訓練や防災教育を意識し、緊急時に即応できる実践力をつけておく。
- ③ 日常より情報収集に努め、情報集約・分析の一元化と共有化を図る。

- ④ 夜間・休日休業日・その他勤務時間外の緊急事態発生を想定し、連絡体制や出勤体制を事前に確認整備しておく。
- ⑤ ④に並行して、特に自然災害が発生した場合の生徒の安否確認がとれる体制も整えておく。

3 危機発生時の基本的対応（緊急対応の基本）

「迅速に」「確実に」「誠意を持って」対応することが被害を最小限に食い止めることを全員が認識しておく

（１）緊急事態発生時（発見時）の対応



（２）緊急事態発生後の組織的対応

【管理職の指示】

- ①的確な状況判断に基づく生徒・職員への的確な指示を行う。
- ②職員との報告連絡相談が遅滞しないよう、所在を明確にする。

【対策本部機能の発揮】

- ①対策本部の決定事項を迅速確実に全職員に伝達し組織としての統一对応を図る。
- ②単独対応は避け、「報・連・相」の徹底を図る。

【情報収集と共有化】

- ①多方面から情報を収集し、対策本部で分析し、分析した情報は共有化する。
- ②「風評」による2次被害を避けるため、情報は視覚化し記録する。

【生徒への対応】

- ①被災生徒に関して、身体面だけでなく心のケアを重視し保護者との連携を保つ。
- ②周囲の生徒に対し、情報の混乱を防ぐとともに心のケアにも努める。

【マスコミ・報道機関への対応】

- ①取材要請に対して、管理職が窓口となり誠意を持って対応する。
- ②教育委員会や関係機関等と連絡を密に取りながら対応する。

(3) 基本的対応図（流れ図）



校外現場への持参物

- ①携帯電話（必須）
- ②生徒名簿
- ③緊急連絡網（職員）
- ④時計
- ⑤現金
- ⑥筆記具
- ⑦その都度必要な物

事故発生時の対応図

事故・災害発生

八代市立第六中学校

32-3991

校長携帯（緊急連絡網参照）

教頭携帯（緊急連絡網参照）

◎事故を知った時点からの記録
（時系列に沿って詳細に）

◎情報の一元化を図る
（管理職へ連絡）

◎外部への説明窓口を一本化
（管理職から）

通報による場合

教職員が現場にいた場合

現場へ急行

桑原内科（校医） 38-0302
田淵内科（兼） 33-6727
上野耳鼻科（兼） 34-1814
川原歯科（校医） 32-5166
有田大津眼科（校医） 35-5551
松崎薬剤師（学校薬剤師） 39-0590

応急手当

管理職（関係者）に連絡

- ◆養護教諭が不在の場合、「学校医の指示」を受ける
- ◆「意識の有無」「呼吸の有無」の確認
- ◆「頭部打撲」「大量出血」「重度損傷」等がある場合は、絶対に体を動かさない

- ◎生命確保を最優先（心肺蘇生等）
- ◎外見だけの判断は危険
- ◎2次被害の防止策を講じる

病院への搬送

保護者連絡

現場確認

市教委に速報

◇救急車 ◇タクシー
◇保護者の車
※校長より指示のあった者が付き添い

検査・治療

・管理職の立会
・付き添い者からの経過報告

- ①負傷等の状況
- ②処置の状況
- ③収容先病院の確認（承諾）
- ④保険証持参を依頼
- ※事後の場合 来院要請
- ※不在時は緊急連絡先に連絡

- ①いつ
- ②どこで
- ③だれが
- ④だれと
- ⑤どうして
- ⑥どうなった

- ①日時
- ②学校名
- ③氏名（本人・相手）
- ④学年・組
- ⑤保護者名
- ⑥住所・電話番号
- ⑦事故の概要
- ⑧対応・処置状況

◎保護者とともに医師から診断の結果や治療方針を聴取（今後の対応の指示受け）

入院させる

自宅に帰す

帰校させる

←保護者に連絡が取れなかった場合、治療後に管理職とともに保護者に説明し承諾を得る

職員に対して

生徒に対して

保護者に対して

- ◆事故の状況・経過の周知（情報共有）
- ◆再発防止のための緊急指導（臨時会議）
- ◆安全点検・事後措置の徹底
- ◆生徒・保護者への説明
- ◆報道機関等への対応
- ◆加害生徒（者）等への対応
- ◆関係生徒へのメンタルケア
- ◆学校復帰への支援

- ◎事故・災害についての説明
- ◎再発防止のための指導
- ◎加害生徒への対応
- ◎関係生徒へのメンタルケア
- ◎学校復帰への支援

- ◇事故・災害についての説明
- ◇再発防止のための対策の説明
- ◇被災生徒の保護者への「日本スポーツ振興センター災害共済給付」についての説明
- ◇要保護家庭への医療費による治療の依頼

事故報告等

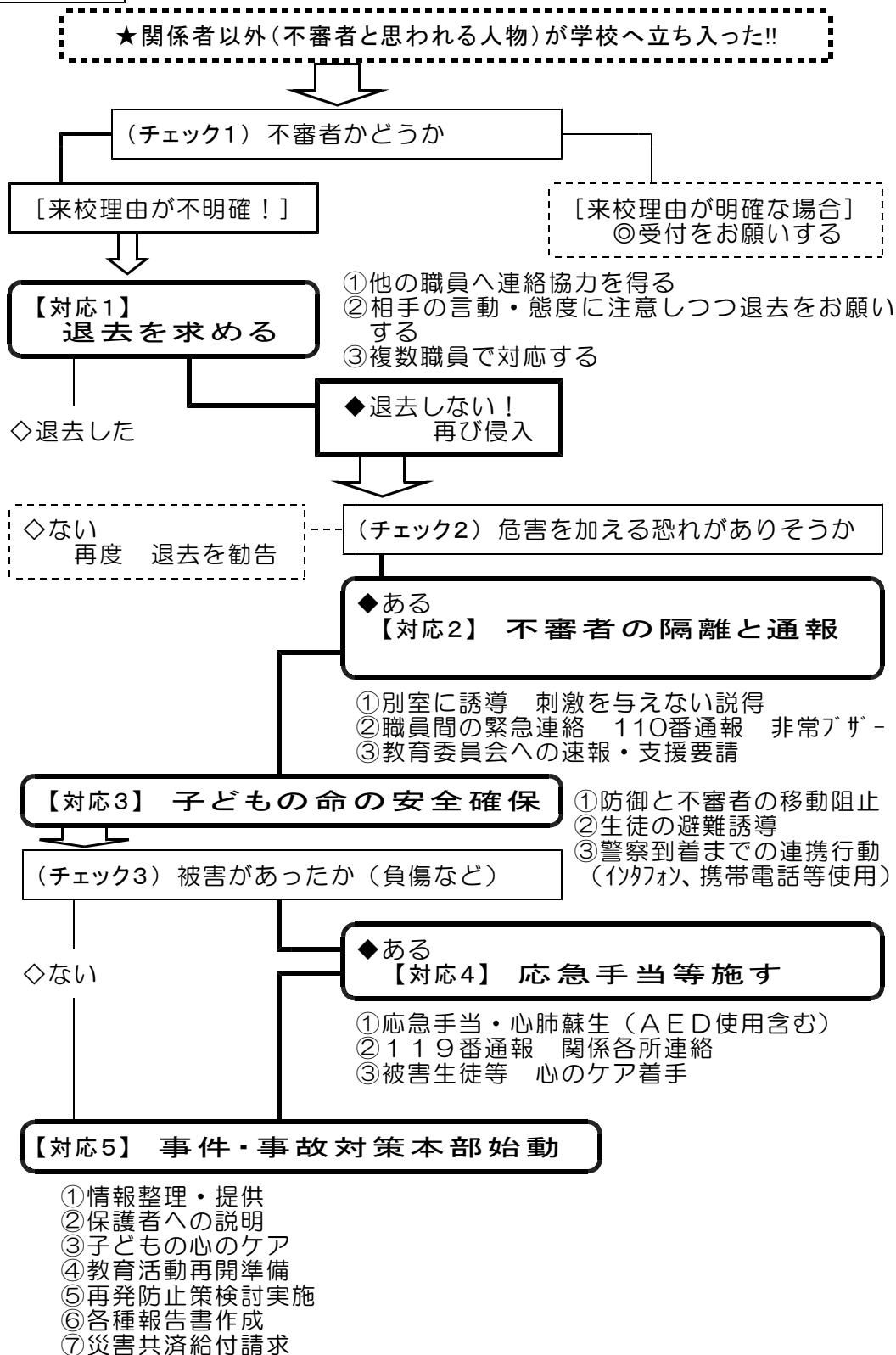
- ①事故報告書の作成（市町村・県教育委員会）
- ②日本スポーツ振興センター災害共済給付申請書の作成・提出
- ③その後の経過（回復状況等）の報告

※交通事故の場合 所轄書に行き、現場検証の結果聴取の必要な場合がある

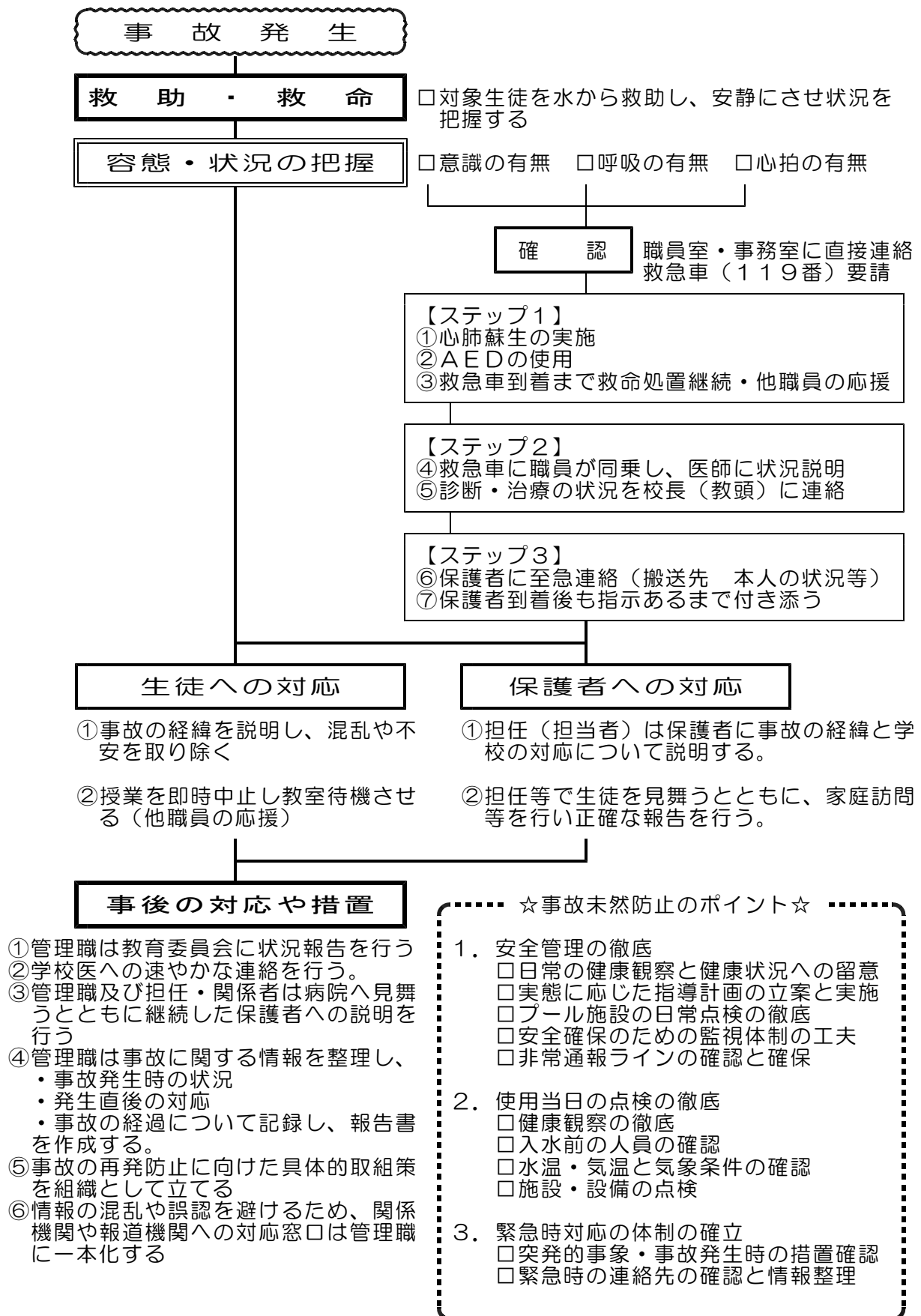
Ⅱ 事項別危機管理（問題発生時の具体的対応）

1 生徒に関わる事故発生

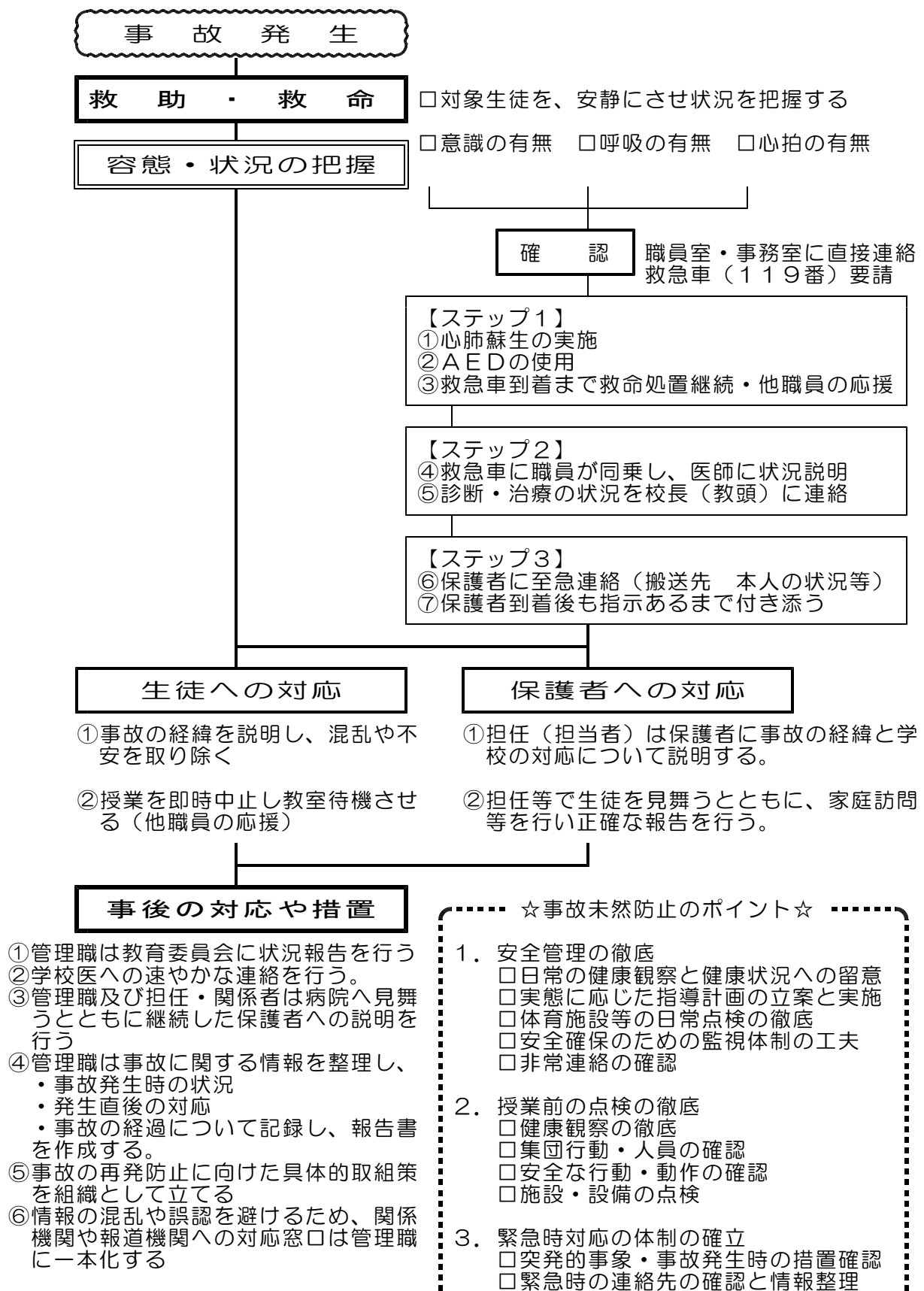
①不審者侵入



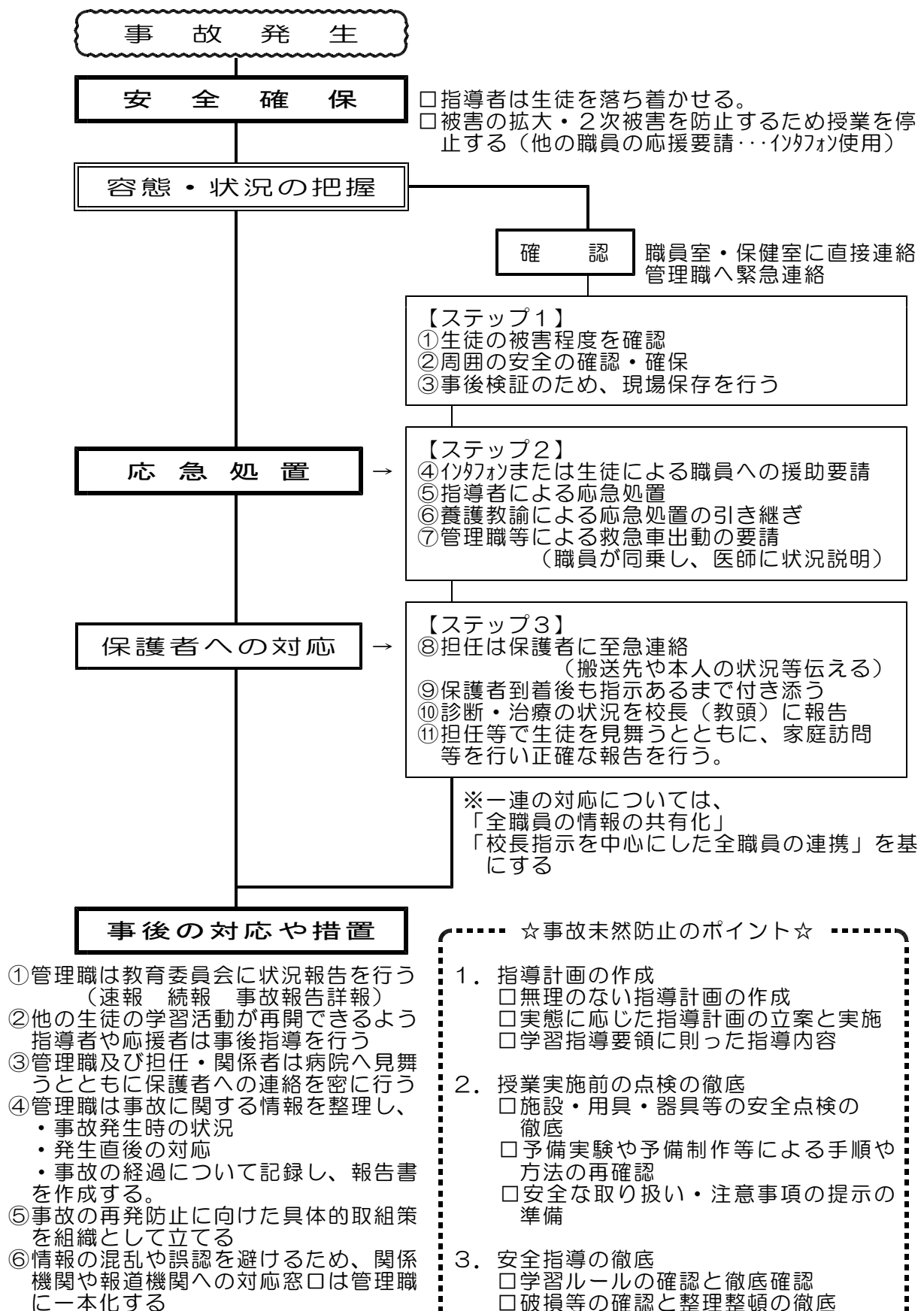
②授業中の事故（水泳）



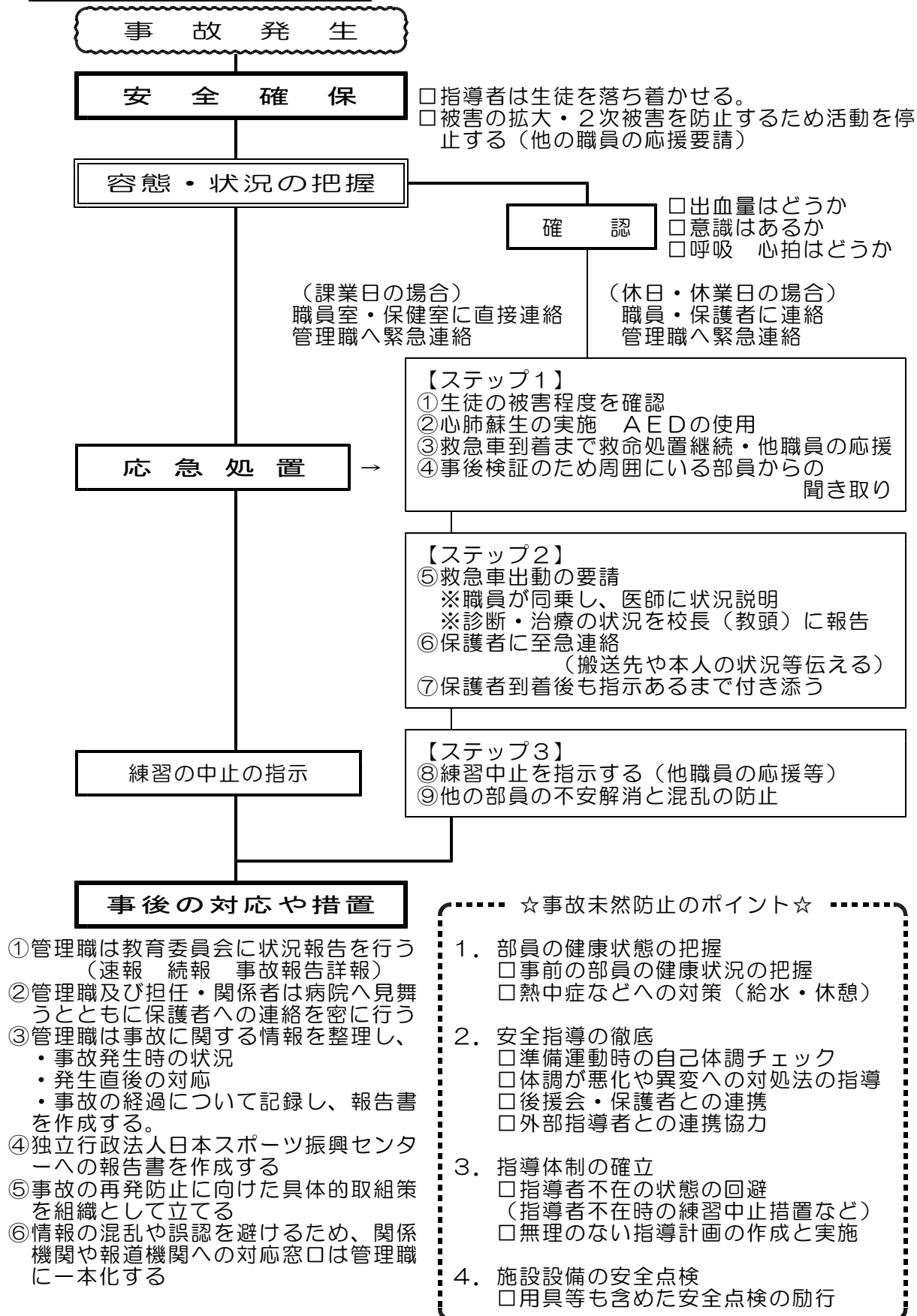
③授業中の事故（他の体育活動）



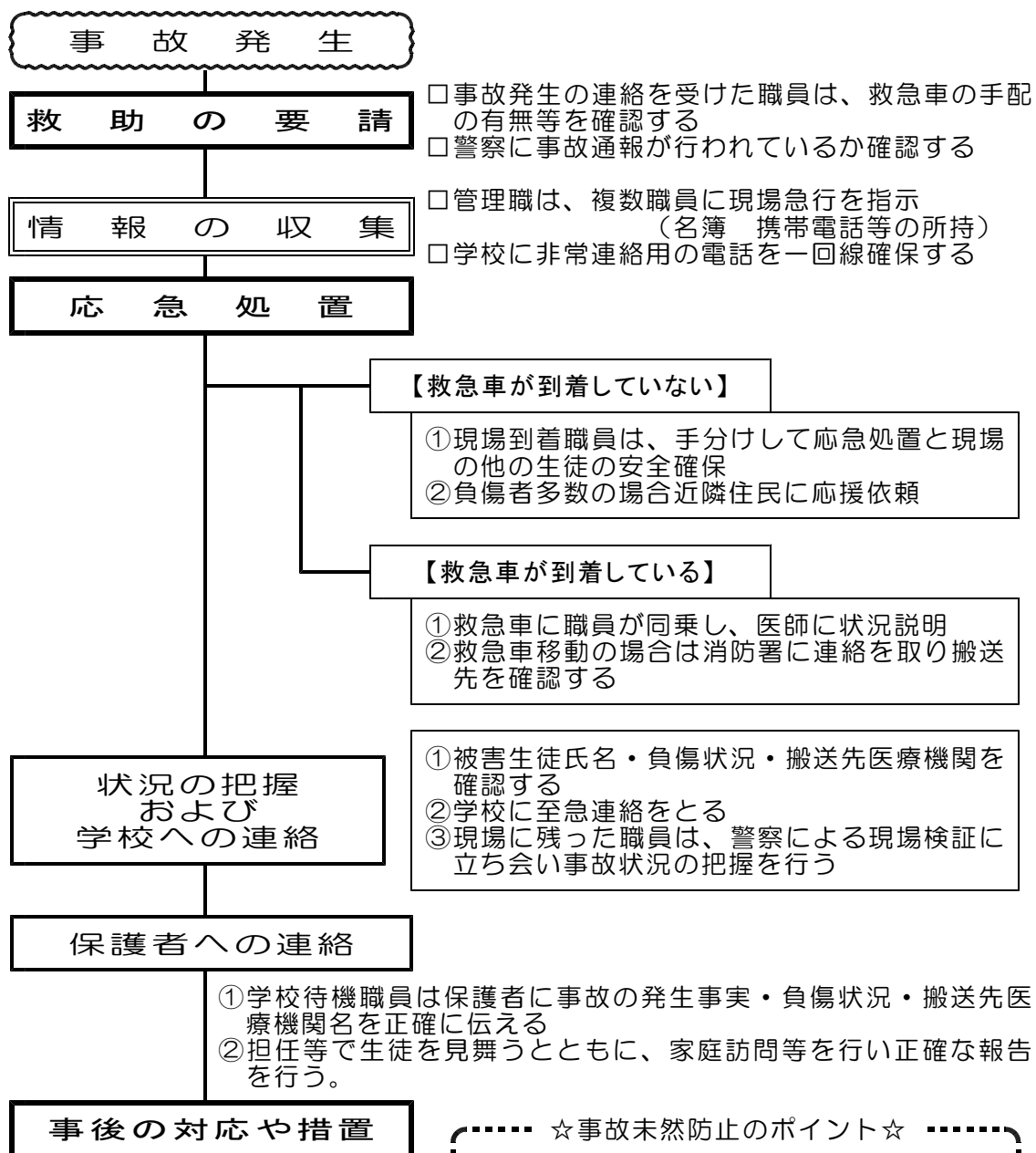
④授業中の事故（実験・調理・制作等）



⑤運動部活動中の事故



⑥交 通 事 故



- ①管理職は教育委員会に状況報告を行う（速報 続報 事故報告詳報）
- ②管理職及び担任・関係者は速やかに病院へ見舞うとともに保護者への説明・連絡を密に行う
- ③管理職は事故に関する情報を整理し、
 - ・事故発生時の状況
 - ・発生直後の対応
 - ・事故の経過について記録し、報告書を作成する。
- ④事故を目撃した生徒の心のケアを行う
- ⑤交通事故防止に向け緊急集会を開き命の大切さと交通安全について指導する
- ⑥情報の混乱や誤認を避けるため、関係機関や報道機関への対応窓口は管理職に一本化する

☆事故未然防止のポイント☆

1. 交通安全教育の推進
 - 実態に応じた交通安全教育の実施
 - 教育活動全体を通じ計画的組織的な交通安全教育の実施
2. 通学路・危険箇所の点検確認と指導
 - 通学路の定期的な点検
 - 危険箇所の把握
 - 関係機関への危険箇所改善の要望依頼
 - 危険箇所に関する安全指導の徹底
3. 教職員の緊急時対応体制の確立
 - 事故発生時の役割分担と対応方法の理解
 - 緊急時の連絡先の確認と情報整理